

- ・厚生労働省のサンプルから面接指導以外の設問を採用。
- ・個人情報保護対策状況について具体的な設問を追加。

ストレスチェック業務委託先チェックリスト (医師による面接指導以外の業務を外部委託)

委託先名	株式会社 北陸電算サービス	チェック部署	
チェック日付	平成 年 月 日	チェック担当	

①ストレスチェック制度についての理解

- ストレスチェックの目的が主に一次予防にあること、実施事務従事者に対し、労働安全衛生法第104条に基づく守秘義務が課されること、本人の同意なくストレスチェック結果を事業者に提供することが禁止されている事を委託先が理解しているか？
- 実施事務従事者となる者に対して、研修を受けさせる等により、これらの制度の仕組みや個人情報保護の重要性について周知し、理解させているか？
- 委託先と産業医等が密接に連携することが望ましいことを理解しているか？

②ストレスチェック事務実施体制

- 受託業務全体を管理するための体制が整備されているか？（全体の管理責任者が明確になっている？）。
- 受託業務を適切に実施できる人数が確保され、かつ明示されているか？また、管理責任者はストレスチェック制度に関する十分な知識を有しているか？
- 実施事務従事者の担当する業務の範囲は必要な範囲に限定され、また明確になっているか？
- ストレスチェックに関して、問い合わせに適切に対応できる体制が整備されているか？
- 実施事務従事者が、必要に応じて委託元の産業保健スタッフ等と綿密に連絡調整を行える体制が取られているか？

③ストレスチェックの調査票・評価方法及び実施方法

- ストレスチェックに用いる調査票の選定、評価方法及び高ストレス者の選定基準の決定についての提案等を明示された実施者が行うこととなっているか？
- 提案されるストレスチェックに用いる調査票は法令の要件（ストレス要因、心身のストレス反応及び周囲のサポートの3領域を含むものか等）を満たすか？
- 提案されるストレスチェック結果の評価方法及び高ストレス者の選定方法・基準は法令の要件を満たすか？
- 提案されるストレスチェック結果の評価方法及び高ストレス者の選定方法・基準は分かりやすく労働者に開示されるか？
- 調査票の記入・入力、記入・入力の終わった調査票の回収等が、実施者やその他の実施事務従事者及び労働者本人以外の第三者に見られないような状態で行える方法が取られるか？
- 実施者が受検者全員のストレスチェック結果を確認し、面接指導の要否を判断する体制が取られるか？
- 労働者の受検の状況を適切に把握し、事業者からの求めに応じて、受検状況に関する情報を提供できる体制が取られるか？
- 集団毎の集計・分析を行い、わかりやすく結果を示すことができるか。その際、集団毎の集計・分析の単位は、回答者10人以上となるか？

④ストレスチェック実施後の対応

- ストレスチェック結果の通知は、実施者やその他の実施事務従事者及び労働者本人以外の第三者に知られる事のない形で、直接本人にされる方法がとられるか？
- 本人に通知する内容は、①ストレスの特徴や傾向を数値、図表等で示したもの、②高ストレスの該当の有無、③面接指導の要否など、法令に定められた内容を網羅するものとなるか？

- 面接指導が必要な労働者に対して、実施者やその他の実施事務従事者及び労働者本人以外の第三者に分からないような適切な方法で面接指導の申出を促す体制がとられるか？
- ストレスチェックの結果、緊急に対応が必要な労働者がいる場合に、委託元の産業保健スタッフを通じた事業者との連絡調整を含め、適切に対応できる体制が取られるか？
- ストレスチェックの結果を事業者に通知することについての同意の取得方法について、法令に則った方法になるか？（事前や実施時に同意を取得するような不適切な方法が取られないか？）。
- 実施者又はその他の実施事務従事者が結果の記録を5年間保存するための具体的な方法が明示され、そのために必要な施設、設備が整備され、実施者及び労働者本人以外の第三者が結果を閲覧できないような十分なセキュリティが確保されるか？

⑤個人情報保護対策

- プライバシーマークを取得している、もしくはプライバシーマークに相当する様々な個人情報保護対策が既に講じられており、PDCAサイクルで運用されている実績があるか？
- 個人情報を取り扱う区画を定め、担当者以外のアクセスを制限し、磁気カードなどによる入退室管理を実施しているか？
- 個人情報を取り扱う区画は、インターネット等、外部ネットワークと分離されているか？
- 個人情報を取り扱う区画において、監視カメラなどによる常時記録を実施しているか？
- 全ての従業員に対し、誓約書取得はもとより、個人情報保護を含む情報セキュリティ教育を毎年定期的に実施すると共に、その効果を確認しているか？

参考元：厚生労働省「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」

＜マニュアルとの主な相違点＞

面接指導は産業医もしくは定期健康診断の問診時に行うため、マニュアル記載の「面接指導」に関する4つの設問は未記載。

マニュアル記載の設問だけでは個人情報保護対策状況が確認出来ないため「⑤個人情報保護対策」の設問を追加。